

株式会社 伊予鉄トラベル 手配旅行条件書

(本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。)

1. 手配旅行契約

- (1)この旅行は、株式会社伊予鉄トラベル(愛媛県松山市湊町5丁目1-1、観光庁長官登録旅行業615号以下「当社」といいます)が手配する旅行であり、お客様と手配旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
(2)当社はお客様のご依頼により、お客様のために代理・媒介・取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供を受ける運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができ、手配することを引き受けます。
(3)当社は旅行の手配にあたり、旅行代金として運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用(以下「旅行費用」といいます)の他、所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。
(4)旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、及び当社旅行業務取扱手配旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。

2. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1)当社所定の旅行申込書に必要事項を記入の上、お一人様30,000円以上の申込金又は全額を添えてお申し込み下さい。(ただし旅行代金が30,000円未満の場合は全額)申込金は旅行代金・取消料・違約料の一部として取り扱います。
(2)申込金は原則的にお申し込み後3日以内にお支払い下さい。当社が指定する場合は当社より別途お知らせします。
(3)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立するものとします。
(4)当社は申込金を受けることなく、契約の締結を承諾する旨の書面を交付した場合、FAXの場合は当社が発信した時点、Eメールの場合はお客様に到達した時点で契約が成立します。
(5)当社は本項(1)及び(4)の規定にかかわらず、旅行代金と引換えに旅行サービスの提供を受ける権利を表示した航空券等の書面を交付する場合は、口頭によるお申し込みを受け付けることがあり、この場合当社がお客様のお申し込みを承諾した時に旅行契約が成立するものとします。

3. お申し込み条件

- (1)お申し込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。
(2)高齢の方、慢性疾患をお持ちの方、現在健康を害している方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出下さい。
(3)その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

4. 契約書面のお渡し

- (1)当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、予約確認書・旅行サービスの内容その他の旅行条件書・請求書をお渡しもしくは、郵送にてお送りします。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類等旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しするときは、当該書面をお渡ししないことがあります。

5. 旅行代金のお支払い

- (1)旅行代金(旅行費用ならびに当社の取扱料金をいいます)は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、14日目にあたる日より前までに、当社が指定した方法にてお支払い下さい。
(2)旅行開始日14日前以降のお申込みの場合、お申込と同時に全額をお支払いいただきます。お申込時に全額をお支払いいただけない場合は旅行開始日前の当社が指定する期日までに支払い下さい。

6. 空港諸税等のお支払い

- (1)航空券発券時に徴収となります空港諸税、空港施設使用料、航空保険料等は旅行代金には含まれておりませんので、旅行契約成立時点において確定した金額の日本円換算額を別途お支払いいただきます。なお徴収額は、ご利用いただく航空券運賃の大人・子供種別に準じます。
(2)日本円換算額は旅行契約の成立時点で確定し、それ以降の為替相場の変動による追加徴収、返金は致しません。ただし、空港諸税の新設や税額の変更により徴収額が変更になる場合があります。

7. 旅行代金の変更

- (1)当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
(2)当社は、実際に要した旅行代金と受取した旅行代金が合致しない場合は、旅行終了後速やかに旅行代金の精算を行います。

8. 渡航手続

ご旅行に要する旅券・査証・各種証明書の取得等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社は、渡航手続代行契約により、所定の料金を申し受け、渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。

9. 旅行契約内容の変更

お客様が旅行契約内容の変更を求めてきた場合、当社は可能な限りその求めに応じます。この場合当社は旅行代金を変更し、運送・宿泊機関に支払う取消料・違約料・その他の変更費用、及び当社所定の変更手続料金を申し受けます。なお、当社所定の変更手続料金は別紙「旅行業務取扱料金表」によります。

10. 旅行契約の解除

- (1)お客様の任意解除
お客様は下記の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。契約解除のお申し出は、お客様がお申し込みをされた当社営業所の営業時間内に限らせていただきます。
①お客様が既に提供を受けた旅行サービスの対価、又は未だ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・違約料として旅行サービス提供機関に支払う費用
②当社所定の取消料金
③当社が得られるはずであった取扱料金
(2)お客様の責に帰すべき事由による解除
当社は、お客様より所定の期日までに旅行代金のお支払いがない場合には、旅行契約を解除することができます。この場合、下記費用はお客様の負担とさせていただきます。
①お客様が未だ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・違約料として旅行サービス提供機関に支払う費用
②当社所定の取消料金
③当社が得られるはずであった取扱料金
(3)当社の責に帰すべき事由による解除
当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既に提供を受けた旅行サービスの対価として旅行サービス提供機関に支払った費用、又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します。
なお、本項(1)及び(2)でいう、当社所定の取消料金・取扱料金は別紙「旅行業務取扱料金表」によります。

11. 団体・グループ契約

- (1)当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者(以下「構成員」といいます)がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます)を定めて申し込んだ手配旅行契約については、以下により取り扱います。
(2)当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者が構成員の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
(3)契約責任者は、当社が定める日までに構成員の名簿を提出していただきます。
(4)当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務または義務については何らの責任を負うものではありません。
(5)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後は、予め契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。
(6)当社は、契約責任者から構成員の変更のお申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。変更によって生じる旅行費用の増減及び変更に必要な費用、構成員に帰属するものとします。
(7)旅行の運営はお客様ご自身で行っていただきますが、当社は契約責任者の求めにより所定の添乗サービス料金を申し受けたうえで、添乗サービスを提供します。添乗員のサービス内容は、原則として予め定められた旅行日程を行うために必要な業務とし、契約責任者の指示を受け当該業務を行います。

12. 当社の責任

- (1)当社は、旅行契約の履行にあたって当社又は当社が手配代行をさせた者(以下「手配代行者」といいます)が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限り賠償いたします。
(2)手荷物の損害については、損害発生の日から起算して、国内旅行の場合14日以内に、海外旅行の場合21日以内に当社に対して通知があった場合に限り、旅行者お一人当たり15万円(故意又は重大過失がある場合を除く)を限度として賠償いたします。
(3)免責事項
お客様が天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき、当社はその損害を賠償する責任を負うものではありません。
①天災地変・戦乱・暴動・航空機の遅延・ストライク等により出発が取消され、又は旅行日程が変更された場合
②航空会社の過剰予約受付(オーバーブッキング)により予約を取消され、又は搭乗を拒否された場合
③お客様がご出発又は帰路便の72時間前までに予約の再確認(リコンファーム)及び出発時間の確認を怠ったため、予約を取消され、航空券が無効となった場合
④お客様が集合時間(国際線の搭乗手続きは通常、出発の2時間前)に遅れ、搭乗できなかった場合
⑤お客様が航空券等の紛失又は盗難に遭った場合

13. お客様の責任

お客様の故意、過失により当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

14. 個人情報の取扱


- (1)当社は、お申し込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関・保険会社等の旅行サービス提供機関に対し、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載されたお客様の個人情報を、予め電子的方法等で送付することによって提供いたします。
(2)当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載されたお客様の個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。この他、当社は(1)当社及び当社と提携する企業の新商品やサービス、キャンペーンのご案内(2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い(3)アンケートのお願い(4)特典サービスの提供(5)統計資料の作成 にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
(3)上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認下さい。

15. その他

- (1)保健衛生について
渡航先の衛生状況については、厚生労働省「海外渡航者のための感染症情報」ホームページ URL: <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。
(2)海外危険情報について
渡航先(国又は地域)によっては、外務省「海外危険情報」が出されている場合があります。外務省「海外安全ホームページ」URL: <http://www.anzen.mofa.go.jp/> でご確認ください。
(3)海外旅行保険について
病気、ケガをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費・移送費・また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。

16. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2005年4月1日を基準としています。

(社)日本旅行業協会正会員 観光庁長官登録 旅行業615号  ボンド保証会員



株式会社 伊予鉄トラベル

□ 本社営業所
愛媛県松山市湊町5丁目1-1(まつちかタウン内)
TEL(089)941-1744